

バイクや軽自動車
の廃車等は
3月中に手続きを

固定資産課税台帳の
縦覧期間について

法人設立・設置届
出書、異動届出書
の様式統一化

平成13年4月から、東京都内の税務署・都税事務所・市町村における法人届出様式が統一され、各機関用に3枚複写となります。

写となります。

4月以降は新様式で、各機

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

16)
15)
)
8)

		0
-	-	1
-	-	4
-	-	6

町1
町3
5 -
町1

の
人保
人保
町
緑町

芝久保
芝久保
久保
ム(

集積所
館(芝)
館(芝)
(芝)
ハイ
而側)

の集
児童
会
館
ン
館南

油
保
地
公
ネ
育

食
久
保
保
ン
、体

— 6 —

家庭

5 —
6 —
9 —
3 —
2 —
南町

古し
町
1 -
1 -
原町
町
場(市

田無
原町
町
西原
(南
車場

使館(駐日)
北門
谷戸
所(遊園)
舍駐

會館
館
館
積
童
行

地区
区会
区会
地集
一児
田無

町地
地
地
団地
第一
所

市役所

分	日
分	北
分	谷
分	西
分	村
分	市

家	いて
刻	30分
30分	30分
30分	30分

日、
書
以時
時
時
時
時
時
時

回收前9
前10
前10
前11
前11

◎ 等

午
午
午
午
午

Age Group	U.S. should take action to reduce global warming (%)
18-29	85
30-49	80
50-69	75
70+	70

◎当日、家庭用食用油入れのポリタンクをお渡ししますので、氏名等を書いて次回以降使用してください。

回収時刻	使い古しの家庭用食用油の集積所
午前 9 時30分	田無町地区会館(田無町 5－3)・芝久保児童館(芝久保町 1－16)
午前10時	北原地区会館(北原町 1－6)・芝久保地区会館(芝久保町 3－15)
午前10時30分	谷戸地区会館(谷戸町 1－9)・芝久保公民館(芝久保町 5－4)
午前11時	西原団地集積所(西原町 3－7)・ゾンネンハイム(緑町 1－8)・柳沢第一児童遊園(南町 2－2)
午前11時30分	市役所田無庁舎駐車場(南町 5－6、体育館南側)

関へ届出いただきますようお願いいたします。

◆課税第1課庶務係(☎☎内線239)、課税第2課諸税係(☎☎内線170)

固定資産課税台帳の縦覧期間について

平成13年度の固定資産課税台帳の縦覧は、4月2日(月)～23日(月)を予定しています。また、課税資産明細書は4月上旬に発送する予定です。

詳しくは、4月1日号の市報でお知らせする予定です。

◆課税第1課資産税係(☎☎内線243)・245、課税第2課資産税係(☎☎内線164、166、167)

中小企業金融安定化特別保証制度が終了

平成13年3月末で、中小企業金融安定化特別保証制度の申込取扱期間が終了します。

3月30日(金)までに信用保証協会窓口で受け付けが完了していること(当日必着が必要となります。金融機関などを經由して利用する場合)には、日数に余裕をもってお申し込みください。

また、市で発行している認定書についても、3月30日で受け付けを終了します。

◆産業文化課(☎☎内線261)、産業振興課(☎☎内線141、142)

指定下水道工事店制度が変わります

下水道条例が改正され、平成13年4月1日から、指定下水道工事店の指定基準が次のようになります。

①「市内に営業所があること」が、「東京都の区域に営業所があること」に改正となります。

②これにより、複数の自治体で指定を受けられるようになります。

③また、既に田無市・保谷市で指定を受けている指定工事店の資格は、そのまま西東京市の資格として引き継がれます。

④新たに、申請手数料制が導入されることになりました。

⑤従って、他の区市町村で指定を受けるには、手数料が必要ですが、また資格更新の場合など、他の申請で徴収される場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

◆道路・公園・下水道課下水道係(☎区内線317、318、下水道課施設管理係(☎区内線54)、546)

平成13・14年度競争入札参加資格申し込みの追加受け付け

昨年、受け付けを行った「物品買入れ等競争入札参加資格審査」および「建設工事等競争入札参加資格審査」の追加受け付けを実施します。

競争入札参加登録申請を希望される方は、必要書類を揃えて提出してください。

▽受付期間 3月12日(月)～3月14日(水)

▽受付場所 イングビル第4会議室(田無庁舎東隣)

▽受付時間 午前9時～午後4時(午前11時30分～午後1時30分を除く)

▽提出書類 東京都指定様式※「建設工事等」のうち、工事請負で申請される方は、市の独自様式「電算入力カード」が必要です。

▽書類販売所 東京都弘済会 用紙販売所(都民広場地地下)※独自様式(電算入力カード)は、田無庁舎5階管財第1課保谷庁舎3階管財第2課の窓口で配布。西東京市ホームページにも掲載しています。

▽注意事項 原則として1年以上の営業実績のある方が参

◆田無公民館 利用者懇談会 いる各サークル ことや感じて を、直接お客 どなたでも ぞご参加くだ ▽とき・ところ 3月6日(土) 芝久保 3月10日(火) 谷戸公 3月14日(金) 田無公 ▽内容 公民館使民 説明、団体連 「クル」一覧表 ※お問い合わせ ◆田無公民館	田無地区公民館 利用者懇談会	担当課の内線番号の前の(田) 64・1311・(保)：保谷庁	加申し込みできます。また、書類の提出に当たっては、内容を十分に説明できる方がお越しく下さい。郵送での受け付けは行いません。 ※保谷庁舎での受け付けは行いません。 ◆管財第1課（田内線233、234） 管財第2課（保内線333） 各種職人さんをあつせんしています 住宅の増改築や修繕などをしようと思ったときに、「どこに頼んだらよいかわからない」ということはありませんか。そのようなときは、どうぞこちらにご相談ください。 信頼できる業者を、斡旋協議会を通じて紹介しています。 工事の内容・方法・費用などは直接、業者と打ち合わせをし、見積りを取るなどして、十分納得してから工事依頼を
	担当者へお問い合わせください。	お問い合わせ先	

は、公民館を利用してに、日ごろ思っていることなどのご意見いただく会です。加できますので、どう

午後7時から
市民館(☎61・9825)
午後2時から
館(☎21・3855)
午後7時から
館(☎61・1170)

請方法の変更に係る
相使用に係る説明、サ
係る説明^は
は、各公民館へ
☎61・1170)

の表記は、(☎)：田無庁舎(☎
21・2525)を表します。

してください。

◆消費者センター(☎25・4
141)、産業文化課生活文化
・女性係(☎☎内線237、347)

若者向け悪質
商法被害防止
共同キャンペーン

～特別電話相談

3月8日・9日?

消費者センターに寄せられ
る消費者被害相談件数は、年
々増加しています。中でも20
代の若者の相談が大幅くな
っています。

若者は、社会経験が少ない
ため悪質商法のターゲットに
なりやすく、アポイントメン
トセールス、マルチ商法、キ
ャッチセールス等、さまざま
な手口で狙われています。

関東甲信越の各消費生活セ
ンターが一体となって行う特
別電話相談「若者のトラブル

募集 校庭 開

市民の健康のために体育場として小学校校庭を開放

- ◎体育館開放管理員
- ▽勤務予定校 泉小学校・市
- ▽勤務日 第2・4土曜日
- 第1・3日曜日午前10時～
- ◎校庭開放管理員
- ▽勤務予定校 中原小学校
- ▽勤務日 第2・4土曜日
- 5月～11月の日・祝日午前10時～
- ▽募集人員 いずれも18歳
- ▽謝礼 いずれも1日7千
- ▽応募方法 3月15日(木)
- 育第2課に履歴書を持参し

5月分会场使用仮申請

5月分の公民館使用仮申請受付調整会議を、下記のとおり開催します。使用を希望する公民館の会議にご参加ください。

なお、仮申請できるのは、1館のみです。初めて公民館を利用するサークル・団体は、必ず事前に使用を希望する公民館にご連絡ください。

▷とき 3月16日(金)

＜昼の部＞

開放管理員

を開放し、また、子どもの遊びのため、管理員を募集します。

見小学校
小学校
前8時30分～午後1時および午後4時
8時30分～午後1時および午後5時
工の健康な男女、若干名
予定)

(保谷東分庁舎1階社会教室に保谷東分庁舎1階社会教室に)
ください(郵送不可)。
(保谷内線47)

(金) 午前10時～午後4時 ※昼休みを除きます。

▽ところ 消費者センター消費生活相談室

◆消費生活相談室 (☎25・4040)

保谷公民館 (☎64-8211)、住吉公民館 (☎21-1125)、ひばりが丘公民館 (☎24-3011)

田無庁舎 〒188-8666 南町 5 ～ 6 ～ 13 ☎64-1311